

杉並区児童相談所設置運営計画（第1次）（概要）

計画の位置付け等

- 区立児童相談所を設置するに当たり、基本的な考え方や準備状況等をまとめたものであるとともに、開設後の区立児童相談所の運営及び児童相談体制の基本的指針となるもの
- 令和5年度施行のこども基本法に基づく国や都の動向や、令和6年度施行の改正児童福祉法の内容、今後の庁内検討及び東京都との協議等を踏まえ、必要に応じ更新する

I 基本方針

1 基本方針（目指す姿）

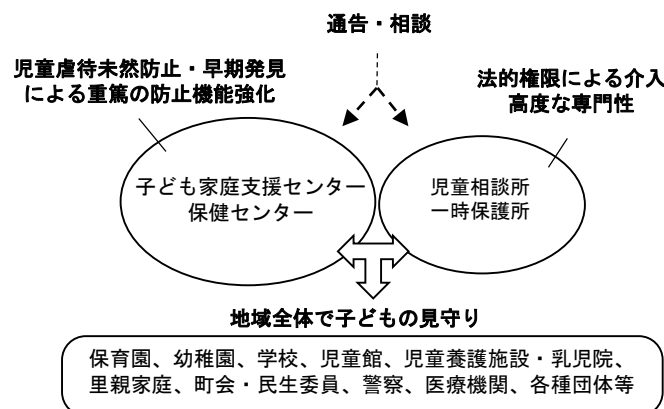
区は、児童相談所を設置し、児童福祉法の理念に則り、区民に身近な基礎的自治体として、子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先される「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現を目指す。

2 基本方針の実現に向けて

- 児童相談所、子ども家庭支援センター、保健センターが適切な役割分担の下、強力に連携して迅速かつ的確な児童虐待対応を図る。
- 子ども家庭支援センター及び保健センターのさらなる機能強化を実現し、一時保護等の重篤化ケースの減少につなげることで、機動的に対応できる児童相談所をつくる。
- 児童相談所は専門性の向上に努め、これを生かした子どもと家庭への支援を行うとともに、里親への支援、施設措置中の子どもへの支援を実施する。
- 保育園、学校等の関係機関の力を高めるなど、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、地域全体で子どもの見守りに取り組む。

II 児童相談所設置後の児童相談体制

- 児童相談所と子ども家庭支援センター・保健センターの役割分担をより明確にし、これまで以上に迅速丁寧な対応を行うとともに、児童虐待の予防機能を一層強化する。
- 児童相談所設置後も、子ども家庭支援センターは要対協調整機関として、地域のネットワークの中核を担う。
- 地域における見守り機能を強化するため、保育園、児童館、医療機関、区内の児童養護施設、乳児院等との連携強化を図る。



III 施設整備

- 開設年月：令和8年11月
- 施設概要等
 - ・敷地面積：964.34㎡
 - ・施設規模：延床面積 約3,000㎡ 地上5階、地下1階
- 児童相談所は単独施設とし、国の「児童相談所運営指針」に定める必要な諸室（事務室、会議室、相談室、司法面接室、心理検査室等）の確保に努める。
- 一時保護所は、国の「一時保護ガイドライン」に基づき、子どもが安全・安心に過ごすことのできる環境づくりに配慮し、居室、トイレ、浴室は個室を基本とする。

IV 人材育成と組織体制

- 児童相談所には、原則、子ども家庭支援センターで児童虐待に係る業務を経験した後に、他自治体の児童相談所への派遣研修を実施した職員を配置する。
- 児童相談所長や児童福祉司（S V）の確保は、児童相談所経験者採用、任期付き職員採用などを進めていく。
- 区の地域特性を踏まえた適切な支援方針を策定する必要があることから、地域資源の把握に向けた区独自の研修を実施する。
- 児童相談所の組織体制は、国の「児童相談所運営指針」に定める標準的な組織に準ずる。
- 児童福祉司、児童心理司の職員配置計画は、国の「児童相談所運営指針」に定める配置基準を基本とし、今後の児童虐待相談件数の増加状況、法改正による新たに求められる役割や業務等を踏まえたものとする。

V 相談の流れ

- 虐待通告に対しては、区民や関係者に分かりやすく、また機動的な対応ができるよう児童相談所、子ども家庭支援センターの一元化を図り、ケースの内容により振り分けを行う。
- 虐待以外の養護相談、育成相談、障害相談、非行相談などは児童相談所の代表（直通）電話で受け付ける。

VI 一時保護

- 一時保護所の支援は、次の基本理念のもと実施する。
 - ・子ども一人ひとりの人権を尊重します。
 - ・安心・安全な場所を提供します。
 - ・育つ力を支えます。
 - ・地域社会との繋がりを大切にします。

VII 社会的養護

- 当面は、「東京都社会的養育推進計画」の目標数値等を準拠し、里親委託等の取り組みを進める。
- 「家庭養育優先の原則」を支える在宅支援サービスの充実を図る。
- 区内児童養護施設、乳児院、里親家庭等との連携を深め、子育て短期支援事業、一時保護委託等について、協力体制を構築する。

XI その他

- 児童相談所と子ども家庭支援センターが、相互に情報連携が可能となるシステムを導入する。
- 近隣住民へは、設置時期の周知に加え、具体的な運営等について情報提供を行うなどにより、設置に対する継続的な理解を醸成し、安全に過ごすことのできる児童相談所・一時保護所としていく。
- 児童相談所・一時保護所は、第三者評価等により質の担保を図るとともに近隣住民が安心できる環境を整備する。